

# 財団法人福山通運渋谷長寿健康財団 高齢者保健医療福祉事業助成規定

## (目的)

第1条 本財団は、高齢化・長寿社会にあつて高齢者が健康で安心して長寿の人生を全うするため、高齢者保健・医療・福祉の分野における国際的共同調査研究及び学際的な調査研究、福祉の増進に寄与することを目的とした事業を行つており、当財団の事業趣旨を踏まえた調査研究に対して助成を行う。

## (名称)

第2条 高齢者保健医療福祉事業助成

## (応募資格・応募期間)

第3条 高齢者の保健・医療・福祉に関する調査研究を行つている施設、団体、及びそれらに在籍する研究者個人が応募する資格を有し、応募期間は随時とする。

## (助成の額及び期間)

第4条 助成の額について、調査研究に必要な額を当該年度の予算額を勘案のうえ決定するが、1件あたりの上限は100万円とする。助成の期間は原則1年とする。ただし、調査研究の性質上1年を超えるものについては、継続的に対処する。

## (応募の手続き)

第5条 応募者は当財団所定の申請書類を当財団に提出する。

## (助成対象の選考)

第6条 助成対象者は、応募者の中から本財団の寄附行為に定める選考委員会において審査・選考し、理事会へ提案、理事会の審議・承認および評議員会の承認をもつて決定される。

なお、次の各号を全て満たす調査研究を行う者を助成の対象として選考するものとする。

- 一 当財団の事業趣旨に見合った調査研究であること
- 二 得られる成果がわが国の高齢者保健・医療・福祉の向上に資すると期待できること

## (研究成果の報告)

第7条 助成対象者は、高齢者保健医療福祉事業助成による活動を終了後、速やかに報告書を当財団に提出する。また、調査研究の内容及び成果を学会または、学術誌等にて発表する場合は、当財団の助成による調査研究の内容及び成果である旨を

明記し、当該内容の発表物及び掲載誌を当財団に提出する。

(助成内容及び調査研究内容・成果の公表)

第8条 助成の内容及び調査研究の内容・成果については当財団のホームページ等で公表することとし、その際次の各号に掲げるものを明記する。

- 一 助成の対象となった施設、団体、及び個人の名称等
- 二 助成の対象として選考した理由
- 三 助成した金額
- 四 助成した調査研究の内容及び成果

(規定の変更)

第9条 この規定の変更をするときは、理事会の議決及び評議会の同意を経て行う。

附則 本規定は、平成21年6月20日から施行する

附則 本規定の改正は、平成22年2月20日から施行する